2020年4月8日

大阪府内各市町村国民健康保険担当課　御中

大阪社会保障推進協議会

事務局長　寺内順子

「新型コロナウィルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」緊急動向調査

日頃より住民の健康と命を守る国保行政執行にあたっていただき感謝いたします。

さて、新型コロナウイルス感染症にかかわって、厚労省より傷病手当金の支給についての事務連絡が3月10日と24日に出ております。

全国的にはすでに3月議会でいち早く条例化した自治体（神奈川県秦野市、厚木市、伊勢崎市など）や、また専決で対応する自治体などの動きがあります。

つきましては、貴自治体の対応について別紙お尋ねいたします。

メールご希望の場合は、大阪社保協あて「傷病手当金支給緊急調査データ希望」としてお送りください。

ご回答は大変お忙しいところ恐縮ですが、4月13日までに大阪社保協宛faxまたはメールでお送りください。なお、回答内容については、大阪社保協通信などホームページ上に掲載することとします。よろしくお願いいたします。

大阪社会保障推進協議会

　　TEL　06-6354-8662　FAX　06-6357-0846

　　メールアドレス　　osakasha@poppy.ocn.ne.jp

|  |
| --- |
| 2020年4月「新型コロナウィルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」緊急動向調査 |

自治体名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当課名

担当者名

連絡先　ＴＥＬ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ｆａｘ

　　　　　　メールアドレス

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

「新型コロナウィルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」

□3月議会で条例化した

□専決として支給を対応

□6月議会で条例化の予定

□未定

　理由：

□条例化を考えていない

　理由：

お忙しいところありがとうございました。Fax06-6357-0846または

メールosakasha@poppy.ocn.ne.jpあてお送りください。